



## 第8章 野火止用水の整備

### 1 整備の方向性

野火止用水は主に過去2度の事業において、史跡としての本質的価値を後世に伝えつつ、清流を復活させるための整備が行われている。史跡の本質的価値である水路を、視覚的に捉えられるようにするため、今後も現状の形態を維持するための整備を基本とする。保存を前提としながらも、地域の核・市民の憩いの場として利用されるような空間を目指す。そのためには、計画的に整備・再整備を推進していく必要がある。

特に、国指定天然記念物平林寺境内林と隣接するA地区において、法面の再整備を行う際には、自然環境との調和を図るものとする。B・C地区については、住宅地が隣接しているため、生活環境との調和を図りつつ、地域住民と水とみどりの交流軸となる再整備を検討するものとする。

また、野火止用水の理解を深めるガイダンス施設においては、野火止用水を始めとした文化財の情報発信、教育活動、観光の拠点となるような整備を行う。

これらについて、以下のとおり整理する。

### 2 整備の方法

#### (1) 保存に向けた整備

野火止用水は、過去2度の事業において断続的に整備されており、主として清流対策事業によって整備が行われた。整備実施から35年近く経過し、経年劣化が各所において顕著となっている。法面の洗堀が進み、流出が発生している崩落危険箇所への対応等、喫緊の課題もある。

これからの整備に当たっては、従来の史跡内における区分に基づく整備を基本的には踏襲し、素掘りの法面の復旧や劣化した木杭の交換等を行う。法面護岸の工法や、説明板・案内板の設置位置と内容等、過去の整備を更新する際は、適切な方法について検討し、試験的な実施と評価を行ってから、全体への適用を検討する。こうした評価を踏まえた上で、再整備を行うものとする。

史跡内及び周辺にある樹木については現況把握を行い、高木・老木化して史跡の保存と通行者の安全に支障のあるものは伐採を行う。また、史跡の保存に悪影響を及ぼす根の除去を行う際は、法面を復旧する必要があるため、事前に歩道や他の植栽等の周辺環境との一体的な再整備を検討した上で実施し、後継樹木の植栽を行う。

史跡内の雑排水管などの、史跡の本質的価値の顕在化を阻害する景観的な要因を、史跡周辺の住環境等に配慮した上で、減少させていくものとする。



## (2) 活用に向けた整備

史跡の本質的価値を伝えるため、過去に設置した説明板の修繕・再整備、リーフレットやウェブサイトの更新を行い、一体性を高めて史跡の価値がより伝わるように改善する。さらに、必要に応じて、多言語化も検討する。また、親水空間の整備を行ったB地区には説明板がないため、用水の価値と保存・整備の方法を伝える説明板の新設を行う。

史跡を現地で見学しやすくするために、既存の歩道や柵、車止め、案内板、四阿、ベンチ、トイレ等の施設については維持・修繕、設置場所の再検討を行い、樹木剪定や草刈り等も定期的に行う。特に、剪定や草刈りについては、近隣住民や市民ボランティアの協力を得つつ、良好な景観を維持していく。さらに、見学や通行に支障のある場所については、歩道の新設や拡幅、支障木の除去等の改善を行う。その際には、史跡の保存を行いながら、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮するものとする。

史跡の本質的価値を伝えるためのガイダンス施設として、歴史民俗資料館や西堀・新堀コミュニティセンター等において、展示やパンフレットの配布等を行う。

さらに、野火止用水が地域に与えた功績を伝えるため、古文書・古地図等の調査や試掘調査等を行い、その調査成果に基づいた案内板の新設や散策ルートの拡充を行う。